

平成24年4月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成24年4月20日（金） 午前9時30分

2 出席委員

三 塚 勉	委員長
三 浦 溥太郎	委員
齋 藤 道子	委員
森 武 洋	委員
永 妻 和子	委員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	渡 辺 大 雄
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	平 澤 和 宏
教育総務部生涯学習課長	原 田 修 二
教育総務部教職員課長	高 橋 淳 一
教育総務部学校管理課長	丸 茂 勉
学校教育部長	中 山 俊 史
学校教育部教育指導課長	渡 辺 文
学校教育部支援教育課長	小田部 英 仁
学校教育部学校保健課長	藤 井 孝 生
学校教育部スポーツ課長	伊 藤 学
中央図書館長	小 貫 朗 子
博物館運営課長	稲 森 但
美術館運営課長	佐々木 暢 行
教育研究所長	新 倉 邦 子

4 傍聴人 0名

## 5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に齋藤委員を指名した。
  
- 議案第20号、議案第21号、議案第22号は、人事案件のため秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。
  
- 教育長報告  
前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

3月22日から本日までの主な所管事項についてご報告いたします。

4月5日から9日にかけて、市立の各学校及び幼稚園におきまして、始業式・入学式が行われ、新学期が滞りなくスタートしました。

今年度は、中学校において、新教育課程が全面実施となり、一足早く実施された小学校とあわせ、新しい教育が本格的に動きだしました。昨年、教育委員会は、「横須賀市教育振興基本計画」実施の初年度として、計画に位置付けた、目指すこども像「人間性豊かな子ども」と、目指す子どもの教育の姿「学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たすとともに、信頼し、協力しながら、横須賀の子どもを育てている」に基づき、さまざまな施策、事業に着手いたしました。

今年度も目標の達成に向け、「子どもと向き合う環境づくり検討委員会」および「横須賀市支援教育推進委員会」からの提言、ご意見等を受けての具体策の検討に入るほか、学校図書館の活性化、横須賀総合高等学校の今後のあり方の検討、社会教育分野では、博物館、美術館のあり方の検討等をはじめ、山積する課題に対し、関係機関の協力もいただきながら、精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

4月13日には今年度第1回目の市立学校長会議を開催しました。それに先立ち、自然災害等有事の際、学校と教育委員会が連携して迅速・的確に対応できるよう、学校防災会議を同日開催しました。釜石市において多くの子どもたちの命が救われたことについて防災教育が実効をあげたことを重く受け止め、長年指導にあたられた群馬大学片田敏孝教授が出演されているDVD「防災教育から生まれた釜石の奇跡」の鑑賞や、地震防災活動マニュアル(平成24年度版)の作成について、本市防災教育の進め方、関連研修の実施などを議題としました。子どもたちが主体的に災害に対応できる資質や能力の基礎を身につけられるよう、防災教育の充実は最優先課題のひとつと認識しており、さまざまなケ

ースを想定した避難訓練を繰り返し行うことを通して学ぶとともに、教職員の研修の充実を図ってまいります。

教育委員会は今年度も、学校教育においては「生きる力の育成」、社会教育においては「いつでもどこでもだれでも学べる社会の実現」、スポーツにおいては「豊かなスポーツライフの実現」の目標に向け、一層の努力をしてまいりたいと考えております。

私からの報告は以上でございます。

## 日程第1 議案第16号『平成25年度使用教科用図書採択基本方針について』

委員長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

議案第16号、平成25年度使用教科用図書採択の基本方針について、ご説明させていただきます。

横須賀地区が平成25年度に使用する教科用図書(略称 教科書)の採択に当たって、公平を期すとともに、優れたものを選定するための採択基本方針を示すものです。このページに記載されております、基本方針に基づき、採択事務を進めてまいります。

平成25年度使用教科用図書採択基本方針は次のとおりです。教科用図書の採択にあたっては、1 公正かつ適正を期し、すぐれたものを採択する。2 児童生徒及び学校、その他の特性を考慮して採択する。3 教科用図書について、次の委員会等の研究調査の結果を活用して採択する。の3点です。

今年度は、高等学校、特別支援学校の採択替えを行う年度となります。高等学校、特別支援学校についてはともに採択原案検討委員会調査専門部会事務担当部会を設置いたします。小学校と中学校については、平成25年度使用教科用図書の需要数報告という事務があるため、事務担当部会のみを設置となります。

2ページ目は「教科用図書採択原案検討委員会設置要綱」です。要綱の内容につきましては昨年と変わるところはありません。教科用図書採択原案検討委員会の委員の任期は6月1日より8月31日までといたします。

3ページに各専門委員会の構成を示しております。採択原案検討委員会の構成につきましては、採択替えを行う高等学校・特別支援学校について保護者代表や市民の代表を入れた31名で組織いたします。調査専門部会も高等学校・特別支援学校等に組織いたします。事務担当部会は、採択替え事務と、採択事務を行うため、すべての校種に組織いたします。

4ページ下段をご覧ください。日程ですが、このような日程で教科用図書採

採事務を行ってまいります。なお、教科用図書展示会を6月15日から6月28日まで、横須賀地区教科用図書センターである横須賀市教育研究所で開催いたします。情報開示につきましては、採択一覧表を各学校に送付いたしましたら、できるだけ速やかに、市政情報コーナーにて常時閲覧可能といたします。なお、教科用図書採択の仕組みを図式化したものをお示しいたしましたので、併せてご確認ください。

以上で、平成25年度使用教科用図書採択基本方針についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

質問・討論なく、採決の結果、議案第16号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第2 議案第17号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育職員の職務の級の標準的な職務の内容等に関する規則中改正）』

日程第3 議案第18号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育職員手当等支給規則中改正）』

委員長 一括して議題とすることを宣言

（教職員課長）

議案第17号 教育長の臨時代理による事務の承認について（教育職員の職務の級の標準的な職務の内容等に関する規則中改正）及び、議案第18号 教育長の臨時代理による事務の承認について（教育職員手当等支給規則中改正）を併せてご説明いたします。

議案第17号及び18号は、平成24年1月の教育委員会定例会において、第1回市議会定例会の議案として提出しております「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正議案」が、可決された後に、同日付で規則改正を行うため、教育長の臨時代理による事務の承認により、規則改正を行うことを先に報告させていただきました。そして、その報告のとおり、議案が可決されましたので「教育長の臨時代理による事務の承認」を行わせていただいたことを改めて議案としてご承認いただくものであります。

それでは、具体的に規則改正の内容についてご説明いたしますが、どちらも、総括教諭の導入に伴い規則改正を行うものであります。まず、議案第17号は「教育職員の職務の級の標準的な職務の内容等に関する規則」第2条及び別表第1の改正についてでございます。

2ページをご覧ください。2ページは、「級別標準職務基準表」の「基準」の文字がもれていたため修正するものです。

3ページをご覧ください。3ページは、このたび教育職に総括教諭を導入することにより、「級別標準職務基準表」に3級の総括教諭の職務を加えるものがあります。これに伴い3級「教頭」を4級に、4級「校長又は園長」を5級に改めるものです。

続きまして、議案第18号は、「教育職員手当等支給規則」の改正についてでございます。1ページから3ページに記載されている議案につきましては、条文の朱書きに沿ってご説明いたします。14ページおよび15ページをご覧ください。このたびの改正により、総括教諭の職務の級を3級と定めましたので、第2条第1号、2号の表中及び第5条第1項の4級「校長」を5級に、3級「教頭」を4級に、改めるものです。

また、14ページの第2条第1号の表中は、「15条の2」を「16条」に改めるものですが、これも1月の教育委員会定例会の「横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則中改正」においてご承認いただきました改正でございます。

続きまして、16ページをご覧ください。第5条第3項第6号は、「教員特殊業務手当」の改正です。第1項第5号の業務とは、「入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で教育委員会が定める日に行うもの」です。従来、支給額が2時間以上1,200円であったものを、従事した時間が1時間以上2時間未満のものを600円に、2時間以上のものを1,200円に改めるものです。そして第4項は、再任用職員の「教員特殊業務手当」は勤務時間に応じて支給する規定を追加するものでございます。

次に17ページをご覧ください。第5条の4第1項、2項及び、18ページの第3項は、「期末手当基礎額等の加算」についてですが、総括教諭の導入に伴い期末勤勉手当の加算割合を神奈川県に準じて定めるものです。そしてさらに、4級「校長」を5級に、3級「教頭」を4級に改めるものです。

続きまして、見開きの19ページ、20ページをご覧ください。「教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額」ですが、これは「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例」第3条において、教育職員の職務の級が1級、2級及び3級である者に給料月額の4%の教職調整額を支給することとしておりますが、同第5条第1項及び2項において、4級教頭に昇格した者が昇格前に受けていた給料月額及び教職調整額の合計を下回ることがないように定めております。この加算額を、通常7,500円と定めておりますが、その差額が当該加算額を上回る場合に号給に対応する加算額を定めております。今回の改定で総括教諭の導入に伴い、

この加算額を改正するものであります。

21 ページをご覧ください。こちらは、1月の教育委員会定例会の「教育職員手当等支給規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務の承認について」の中で、教頭及び校長の「管理職手当」と、「教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額」を神奈川県に準じて当分の間、0.55%減額することとしましたが、附則の表記を県と同様にするため、「100分の99.45を乗じて得た額」から、「100分の0.55を乗じて得た額を減じて得た額」に改めるものであります。

そして、22ページからは、「別表第1、産業教育手当の支給額表」及び「別表第2、義務教育等教員特別手当の支給額表」でございます。こちらも総括教諭の導入に伴い、表を改めるものであります。お手数ですが3ページにお戻りください。3ページ下段から8ページの中段までは「別表第1、産業教育手当の支給額表」でございます。この手当は給料表の級号給に応じて支給いたしますが、給料表の2級の号給を県に準じて205号給から185号給にしたことと、総括教諭の導入に伴い3級を加え、さらに3級「教頭」を4級に改めるものであります。

続きまして、8ページ下段をご覧ください。8ページ下段から13ページの中段までは、「別表第2、義務教育等教員特別手当の支給額表」ですが、こちらも「産業教育手当の別表第1」同様、給料表の級号給に応じて支給いたしますが、給料表を県に準じて2級205号給から185号給にしたことと、総括教諭の導入に伴い3級を加え、さらに3級「教頭」を4級に、4級「校長」を5級に、改めるものであります。

なお、施行日は平成24年4月1日とします。以上で説明を終わらせていただきます。

質問・討論なく、採決の結果、議案第17号、議案第18号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第4 議案第19号『教育長の臨時代理による事務の承認について（教育職員手当等支給規則中改正）』

委員長 議題とすることを宣言

（教職員課長）

それでは議案第19号教育長の臨時代理による事務の承認について「教育職員手当等支給規則中改正」をご説明いたします。

議案第 19 号は、先ほどご説明しました、議案第 17 号及び 18 号と同様で、平成 24 年 3 月の教育委員会定例会において、第 1 回市議会定例会の議案として提出しております「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正議案」が可決された後に、同日付で規則改正を行うため、教育長の臨時代理による事務の承認により、規則改正を行うことを先に報告させていただきました。

そして、その報告のとおり議案が可決されましたので「教育長の臨時代理による事務の承認」を行わせていただいたことを改めて議案としてご承認いただくものであります。

それでは、具体的に規則改正の内容についてご説明いたします。改正いたしますのは、「教育職員手当等支給規則」附則第 5 項であります。

2 ページをご覧ください。既に本市教育職の、教頭及び校長の「給料」、「管理職手当」及び「教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額」を神奈川県に準じて平成 24 年 1 月より当分の間、0.55%減額しておりますが、神奈川県は、さらに「管理職手当」を平成 24 年 4 月から 1 年間 10%減額することとしました。このため本市教育職も同様の措置を行うため改正するものであります。

なお、施行日は平成 24 年 4 月 1 日とします。以上で説明を終えさせていただきます。

質問・討論なく、採決の結果、議案第 19 号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

## 日程第 8 議案第 23 号『教育職員手当等支給規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(教職員課長)

それでは議案第 23 号「教育職員手当等支給規則中改正について」をご説明いたします。

今回、議案として提出させていただきましたのは教育職員手当等支給規則第 5 条の 4 第 1 項及び第 2 項、「期末手当基礎額等の加算」についてでございます。

2 ページをご覧ください。さきほど、議案第 18 号で、総括教諭の導入に伴い、「期末手当基礎額等の加算」に総括教諭を加えることをご説明したところですが、同項の改正となります。本市教育職の給与、手当等は神奈川県に準拠しております。県は、平成 24 年 4 月から期末手当基礎額等の加算率に係る号給の改

正を行いました。これにより、本市も同様の改正を行うものであります。

なお、施行日は公布の日といたします。以上で説明を終えさせていただきます。

質問・討論なく、採決の結果、議案第 23 号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（1）『学校選択制に関するアンケート集計結果について』

（教育政策担当課長）

それでは、本年4月に中学校に進学した生徒とその保護者及び本年4月に中学2年生に進学した生徒を対象に実施しました「学校選択制に関するアンケート」の集計結果についてご報告いたします。

この中学校における学校選択制は、平成15年度入学者につきましては、中央ブロックの4校で、平成16年度入学者につきましては中央及び衣笠ブロックの8校で試行導入し、平成17年度入学者から全中学校に導入し、今年度で全市導入9年目となります。

お手元の「学校選択制に関するアンケート」の集計結果3ページをお開きください。調査の概要について、ご説明いたします。1の目的ですが、学校選択制の検証と、課題の整理をするために、毎年2月に実施しております。2の対象ですが、小学校につきましては、この4月に中学校へ入学した当時小学6年生の児童とその保護者を対象として、47校中24校を抽出しました。また、中学校につきましては、今回は1年生を対象に23校中12校を抽出し、それぞれ各学校1クラスに調査を実施いたしました。また、小・中学校の教員につきましては、3年に1度実施することとしておりますので、次回は平成25年度末（平成26年2月）のアンケートにおいて、調査対象とする予定です。3の実施方法ですが、各小・中学校を経由してアンケート用紙を配布し、回収いたしました。対象となりました小・中学校は、4ページの表のとおりでございます。4の実施期間ですが、本年2月9日から29日までといたしました。5の回収数・回答率は、表に記載のとおりでございます。アンケートの内容は、28ページ以降に添付してありますので、後ほどご覧ください。

次にアンケート結果の概要につきまして、ご説明させていただきます。恐れ入りますが8ページをお開きください。問2「学校の情報を得た方法」について、小6保護者に聞いたところ、「教育委員会作成のパンフレット」が43%で一

番多くなっております。しかし、選択制で、学区外の学校を選んだ人だけでみますと、「知人・友人からの情報」45%が一番多くなっておりますので、今後も分かりやすいパンフレットの作成や中学校のホームページの充実を推進したいと思えます。

次に9ページをお開きください。問3「学校を選んだ理由」について、小6保護者に聞いたところ、例年どおり「学校の近さ・通学のしやすさ」70%が一番多くなっております。また、学区外の学校を選んだ人だけでみても、「学校の近さ・通学のしやすさ」が「部活動」と並んで一番の理由となっております。

次に10ページの間4の、上のグラフをご覧ください。「中学校を選択できたことについて」聞いたところ、小学校6年生の保護者は、70%が「選択制はあった方がよい」と回答しています。

次に11ページをお開きください。「選択制は必要ない」12%と回答した人の一番多くの理由は、「学校規模など学校間格差が広がるおそれがある」38%という理由でした。次に、中段の間5のグラフをご覧ください。「学校選択制の導入による学校への関心」について、小6保護者に聞いたところ、「もともと学区の学校へ通うつもりで関心はなかった」と回答した人が45%でしたが、学区外の学校を選んだ人だけでみますと、「以前と比べて関心が高まった」と回答した人が55%でした。

次に12ページをご覧ください。問6の「好ましいと思う選択出来る中学校の範囲」について、小6保護者に聞いたところ、「ブロック内および隣接学区(現行)」が52%と一番多く、「市全体」が22%でした。

次に13・14ページをお開きください。13ページ中段に自由記入欄の記述を抜粋いたしました。自由記入欄に93件の記載がありましたが、同じような意見を分類してみると、一番多かったのは「選択制不要」16件(17%)という意見でした。選択制に好意的な意見としては、「選択制賛成」・「小学校へ選択制を導入した方がよい」・「特色ある学校づくりをして欲しい」という意見がありました。課題としては、「中学校を見学できる機会を設けて欲しい」・「もっと学校の情報が欲しい」・「どこの学校でも部活動の状況に偏りがないようにしてほしい」・「中学校の評価(噂)」・「学校間の格差が拡大する」・「地域との関係が希薄になるのではないか」・「早くから周知して欲しい」などの意見がありました。次に18ページをお開きください。中段の間3のグラフをご覧ください。「学校の情報を得た方法」について、小6児童に聞いたところ、「兄妹から聞いて」38%、「中学校を見学して」36%、「友人から聞いて」27%でした。また、学区外の中学校を選んだ人だけでみてもほぼ同様の順番になっていました。

次に19ページをお開きください。問4「学校を選んだ理由」について、小6児童に聞いたところ、例年どおり「学校の近さ・通学のしやすさ」66%が一番

多くなっております。また、学区外の学校を選んだ人だけでみると、「仲の良い友だちと同じ学校に」が一番の理由となっております。

次に 20 ページをお開きください。自由記入欄に 46 件の記載がありましたが、同じような意見を分類してみると、一番多かったのは「選択できて良かった」20 件（43%）という意見でした。選択制に好意的な意見としては、「行きたい学校を選べる」・「近くの学校を選べる」・「やりたい部活がある学校を選べる」という意見がありました。課題としては、「中学校に偏りができてしまう」・「友達と分かれてしまう」という意見がありました。

次に 24 ページをお開きください。問 2 「学校を選んだ理由」について、中 1 生徒に聞いたところ、例年どおり「学校の近さ・通学のしやすさ」68%が一番多くなっております。また、学区外の学校を選んだ人だけでみると、「仲の良い友だちと同じ学校に」・「部活動の状況」42%が一番の理由となっております。

次に 26 ページをお開きください。問 4 の「自分が選択した中学校に通学することに対する意識」について、中 1 生徒に聞いたところ、「分からない」と回答した人が 37%でしたが、学区外の学校を選んだ人だけでみますと、「自分で選択した学校であるという意識がある」と回答した人が 33%でした。

次に問 5 の「学校選択制の今後」について、中 1 生徒に聞いたところ、「今のままでよい」が 44%と一番多く、「制度を見直して継続する」が 25%でした。次に 27 ページをお開きください。「制度を見直して継続する」と回答した人にその理由を聞いたところ、一番多かった意見は「選択出来る範囲を市全体に広げる」49%でした。次に、自由記入欄に 17 件の記載がありましたが、同じような意見を分類してみると、「選択期間を長くして欲しい」2 件・「選択制は現状維持でよい」2 件・「選択範囲を拡大して欲しい」2 件という意見でした。

さて、アンケートの全体的な結果につきましては、傾向は変わっておりません。最後に 36 ページをお開きください。学校選択制は、全市に導入して 8 年が経過しましたが、昨年度の学校選択制の選択結果により、新入生 3,825 人のうち 367 人、率にして 9.6%が学区外の学校に通うことになりました。昨年は初めて 10%台となりましたが、初めて減少しました。学校選択制は、制度としての認知度は高く、また、例年約 1 割の方に利用して頂いている状況はありますが、本アンケート集計結果・昨年度の小中学校管理職のヒアリングに加えて、生徒の安全面・地域との関わり等も考慮しつつ、平成 24 年度中には学校選択制の検証を引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上で、「学校選択制に関するアンケート」の報告を終わります。

（齋藤委員）

アンケートの整理ありがとうございます。27 ページ自由記入欄で選択期間を長くしていただきたいという意見がありますが、現状ではどれくらいの期間を設定しているか教えてください。

(教育政策担当課長)

6月に保護者説明会を実施し、児童保護者の随時見学を受け付けています。実際は12月3日から12日の予定ですが、この期間が短く遅いという指摘があります。時期を少し前倒ししたいと考えていますが、システムの改善が必要です。

(森武委員)

平成24年度中にヒアリングをし、検討を行うお話だったと思うのですが、例年と何か違うのですか。

(教育政策担当課長)

このアンケートは毎年取っています。昨年は例年と異なり小学校、中学校の教員に初めてヒアリングを行いました。今後の学校選択制のあり方も検討する意味で実施しました。

(三塚委員長)

学校の情報が欲しいとありますが、保護者への情報提供で何か変更したことはありますか。

(教育政策担当課長)

学校の対応で変わったことは、各校のホームページの充実が図られていることです。特殊な取り組みなどの掲載が充実しています。見学は随時で行っていますが、ご自身で手続きをする手間もありますので、共通の見学日を設けることも一案だと思います。

(森武委員)

実際に選択肢が何校になるのでしょうか。学校が近接しているところと、そうでないところでは条件が異なると思います。選択できる校数の公平性を検討いただければと思います。

(教育政策担当課長)

確かに住んでいる場所によって選択肢が異なっているのは事実です。制度全

体について見直し等を検討していきたいと思っております。

(永妻委員)

学校選択制については事務局として、基本的な部分も含めて検討を重ねていきたいと考えています。

また、昨年の東日本大震災を経験した中で、学校として児童生徒の安全性確保の面からも、学区制の在り方を考え、小中一貫教育を進める横須賀市の方向性とも絡め、検討をしていきたいと思っております。

## 報告事項(2)『「小中の学びをつなぐ指導資料」について』

(教育政策担当課長)

『小中の学びをつなぐ指導資料』についてですが、この指導資料は、昨年度、「小中の学びをつなぐ研究会」において、小中学校の先生方にお力をおかりして、作成したものです。

先日、送付させていただきました資料は、抜粋したものでしたが、本指導資料の印刷が終わり、業者から納品されましたので、本日、お配りさせていただきます。

A4、1枚の資料の1「指導資料作成の趣旨」をご覧ください。本指導資料は、9年間の学びの系統性・連続性を重視した教育の充実を図り、子どもの学びを豊かにするための、一つの手立てとして作成いたしました。

指導資料の内容についてですが、冊子の4・5ページをご覧ください。本指導資料では、義務教育の9年間の前期・中期・後期という枠組みで捉え直し、各期において大切にしたい指導の方向性を明らかにしました。このことにより、発達の段階に応じた指導を充実させ、学びをつなぎ、子どもの学びを豊かにすることを目指します。

10・11ページをご覧ください。教科ごとに(1)、(2)、(3)の三構成で示しております。特に、授業における具体的な子どもの姿を通して、学習内容や学習活動、育成すべき力のつながりが捉えられるようにしております。

資料の活用ですが、冊子は、4月中に、小学校に7部、中学校に10部、幼稚園に3部を配布いたします。冊子に載せきれなかった内容や研究会での取り組みを、今後、イントラネットに掲載してまいります。

冊子の8ページをご覧ください。ここには、本指導資料の活用例を示しております。「ブロックごとの小中合同の研究会の場」や「日々の授業準備、授業の振り返りの場」などで、活用していただきたいと考えております。2の研究会ですが、教科の研究会は、本年度も継続し、合わせて、「道徳」「総合学習」

「特別活動」の教科外も、今年度、新たに設置し、教科外編として作成してまいります。

「小中の学びをつなぐ指導資料」の説明は、以上でございます。

(三塚委員長)

冊子はどのように活用するのですか。小学校 7 冊、中学校 10 冊の部数を配っているのですが、配布する冊数は増やせないのですか。

(教育政策担当課長)

研究委託校には全教員に 1 冊ずつ行き渡るように配布します。そこで小中一貫教育を検証しながら考えていきたいと思えます。また、研究委託校の拡充と併せて考えていきたいと思えます。実際の小中一貫教育の研究を行いながら使っていただくのがより活用につながると考えています。

(三塚委員長)

前期・中期・後期に分けていますが、小学校では 3 学年、4 学年が重要なポイントとなります。3 学年あたりをよく見るようにしてもらいたいです。

(教育政策担当課長)

小学校の 1 学年から 4 学年までについては、前期を更に 1・2 年と 3・4 年と分けて考えています。今、委員長からいただいたご意見については、機会をとらえ伝えていきたいと思えます。

報告事項 (3) 『財団法人横須賀市生涯学習財団の公益財団法人への移行について』

(生涯学習課長)

財団法人横須賀市生涯学習財団の公益財団法人への移行について報告させていただきます。公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴い、財団法人横須賀市生涯学習財団は、平成 23 年 10 月 6 日公益財団法人に移行するために、公益認定申請書を神奈川県知事あてに提出していましたが、平成 24 年 3 月 21 日付で認定されました。また平成 24 年 4 月 1 日付、財団法人横須賀市生涯学習財団の解散登記及び公益財団法人横須賀市生涯学習財団の設立登記が完了しました。

なお、公益財団法人への移行に伴い、事業内容、財務内容、及び組織等に変更はなく、団体として同一と認められるため、公益財団法人横須賀市生涯学習

財団の横須賀市指定管理者再指定は行いません。

以上で報告を終わります。

(質問なし)

#### 報告事項(4)『第2次横須賀市こども読書活動推進計画の策定について』

(中央図書館長)

「第2次横須賀市こども読書活動推進計画の策定について」説明させていただきます。お手元の資料の1ページをご覧ください。

1の計画の趣旨ですが、読書を通じて横須賀市の子どもたちの「生きる力」を育むため、子どもたちが主体的に読書に親しむ習慣を身につけることができる環境づくりを推進するものであります。

2の経緯等ですが、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布され、国は子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定することとされました。

また、都道府県は国の計画を基本とし、市町村は国及び都道府県の計画を基本として、それぞれ地域の状況を踏まえた子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定することが努力義務となりました。

これにより、国は平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、神奈川県は平成16年に「神奈川県こども読書活動推進計画」を策定いたしました。本市においても国、県の計画を踏まえ、平成19年1月に第1次の計画となります横須賀市こども読書活動推進計画を策定いたしました。この計画は概ね5年間の計画としているため、現計画を改定し、新たに第2次計画を策定しようとするものです。なお、現在の第1次計画は、本日資料としてお配りしておりますので、後ほどご参照いただきますようお願いいたします。

次に、策定の検討体制、スケジュールについては、3の第2次計画策定委員会をご覧ください。委員構成は、学識経験者、子ども読書活動推進実践者、公募市民、教員の代表等により組織し、8名を予定しております。策定委員会の役割ですが、第2次となる計画を専門的、総合的に検討し、計画原案を作成して教育委員会へ提出いたします。策定委員会のスケジュールですが、4回の会議を開催する予定であります。それぞれ審議内容は記載のとおりで、進捗状況に応じて教育委員会に報告し、また市議会等へも報告を行い、ご意見をいただきながら進めてまいります。

そして、パブリック・コメントを経て原案を策定し、平成25年2月の教育委員会定例会に議案として提出したいと考えております。

また、策定委員会の下部組織として、教育委員会及びこども育成部の職員で構成する第2次計画検討プロジェクトチームが、第1次計画の成果と課題を検証し、第2次計画の具体的な施策等を検討して、策定委員会に報告いたします。特に学校における読書活動の推進及び学校図書館の活性化については、市立小中学校の教員と教育委員会職員で構成する学校図書館活性化チームで集中的に検討いたします。

4ページの委員名簿及び5ページに策定のスケジュールについては、後ほどお目通しいただきますよう、お願いいたします。

では、資料の2ページをお開きください。4の第2次計画策定にあたっての基本的な考え方ですが、国の第2次基本計画、神奈川県第2次推進計画を踏まえ、子どもが読書に親しむための環境、機会及び体制づくりと、子ども読書活動の意義や重要性の啓発を行います。

また、学校における読書活動の推進及び学校図書館の活性化を重点取り組みに位置づけたいと考えております。そして、目標に対しての定期的な自己評価を行うため、成果指標を設定いたします。

5のその他ですが、計画策定に先立ち、今年1月に市立の小学校・中学校・高等学校の児童、生徒及び学校を対象として、読書活動に対するアンケート調査を実施いたしました。

調査の概要については記載の通り、(1)児童生徒に対する調査は、抽出による調査で、小学校4年生～6年生の1,030人、中学生全学年の960人、総合高校の全日制・定時制合わせて415人に対して行いました。また(2)学校に対する調査は、市立学校全校に対して行いました。

主なアンケート結果ですが、(1)児童生徒に対する調査のうち、①月間平均読書冊数について、横須賀市の小学生は4.9冊、中学生は2.9冊で全国の平均をいずれも下回る結果となりました。また、表中の( )は、前回平成18年度の調査結果ですが、小学生、高校生において前回の冊数を下回る結果となりました。②本を読むのが好きかという問いには、小学生、中学生、高校生とも「とても好き・好き」が「嫌い・大嫌い」を大きく上回っています。

3頁をご覧ください。(2)学校に対する調査のうち、①は「朝の読書等」の実施について、②は「朝の読書等」を実施しているか否かによる児童生徒の読書冊数の比較であります。また、③は「読書の推進に関する学校の独自行事」の実施について、④は「読書の推進に関する学校の独自行事」を実施しているか否かによる児童生徒の読書冊数の比較で、いずれも実施している学校の児童生徒の読書冊数が、実施していない学校の読書冊数を上回る結果になっております。

なお、アンケート結果については現在編集を行っておりますので、今後、第

2次計画策定の中で報告させていただきます。

以上で「第2次横須賀市子ども読書活動推進計画の策定について」の説明を終了いたします。今後も進捗状況に応じて報告させていただきますので、よろしくお願いたします。

(三浦委員)

月間読書冊数が少ないように思いますが、何か対策等がありますか。

(中央図書館長)

平成19年に計画を策定した際は、図書館が行う事業中心の計画でした。貸し出し数が目安となっているのですが、平成19年と比べると子どもの人口減少に反して、貸し出し冊数は13%増えています。幼児期の読書は進んでいると考えています。就学後は特に興味が多様化する傾向がありますので、学校における取り組みが重要と考えています。

(三塚委員長)

15ページの施策内容についてですが、前回計画で不十分な点はどこだと思いますか。

(中央図書館長)

たとえば19番、学校と市立図書館の連携策の研究ですが、現在具体的に行っていることは市立図書館から特別貸し出しとして、学校へ月50冊貸し出しをしているのですが、学校側からは利用がしにくいシステムで、なかなか利用状況が伸びていないのが現状です。

また、中学生までを対象にブックリストを作成しておりますが、各学校に配布したのみでその後の利用方法等PRが十分でないと思います。

その他、行事等も博物館の資料と併せて行事を行うなどしていますが、一部のみにしかPRが出来ていないと思います。

このような点が、第1次計画の反省点と認識しております。

(三塚委員長)

学校図書館の利用について大きな課題になっていると思います。図書資料の五年計画がスタートしていますが、蔵書数はどのくらい達成されていますか。また学習指導要領が改訂されて、新聞を学校に置くよう文科省から指示が出ていると思うが、各学校に新聞を置いていますか。

(教育指導課長)

学校図書館の蔵書数はほとんどの学校が100%を超えております。むしろ、かなりオーバーしているのが現状です。それは整理、廃棄が行き届いていないことによる課題の一つと考えています。新聞については新聞販売協同組合から各学校に届けていただいております、それを図書館に置いて活用しています。

(三塚委員長)

学校司書の配置についてですが、1校あたり週30時間の配置ができるよう文部科学省は予算化しているはずですが、本市として予算化等は検討しているのでしょうか。

(教育指導課長)

学校からの要望もあります。図書館を利用した学習が子どもたちに学力向上につながると思っています。今年度も予算計上はしましたが、市の予算として認めていただけませんでした。今現在は地域と協力して図書館を運営していくことが今出来ることと考え進めています。今後、人がいる図書館というものを実現していきたいと考えています。

(三塚委員長)

文部科学省では交付金措置として予算はあるようです。市の方で予算計上しないと、交付金が見つからないと思います。

(教育指導課長)

それを考慮し検討していきたいと思います。

(理事者報告なし)

委員質問

(三塚委員長)

全国学力学習状況調査が17日に実施されていますが、本市の状況はどのようなものですか。

(教育政策担当課長)

抽出校は、小学校の6学年で9校、中学校の3学年で7校です。

(三塚委員長)

今年から理科が加わり 3 教科に増えているので、詳しいことが分かり次第報告していただきたい。

(教育政策担当課長)

17 日行った結果がわかりましたら報告いたします。

日程第 5、日程第 6 及び日程第 7 は、人事案件のため秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成 24 年 4 月 20 日 (金) 午前 10 時 55 分

横須賀市教育委員会

委員長 三 塚 勉